

四十九 削除

五十一、六十三 (略)

六十四 遺伝子組換え活性型血液凝固固第七因子製剤静脈内投与療法 脳出血(発症から二時間以内のものに限る。)

四十九 切除支援のためのマイクログリル併用気管支鏡下肺マッピング法 微小肺病変

五十一、六十三 (略)

(新設)

○農林水産省告示第千二百十九号  
日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第五条において準用する同法第三十三条第一項の規定に基づき、次に掲げる日本農林規格を確立したので、同法第七十二条第一項の規定に基づき公示する。

令和二年十月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 ハンパーガーパティの日本農林規格(昭和五十二年十月八日農林省告示第千五百号)(JAS 一〇一五)

二 地鶏肉の日本農林規格(平成十一年六月二十一日農林水産省告示第千四百四十四号)(JAS 一〇八四)

○農林水産省告示第千二百二十号  
日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第三十三条第一項の規定に基づき、ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格(JAS 一〇一四)を次のように定め、同法第七十二条第一項の規定に基づき、公示し、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。

○農林水産省告示第千二百二十一号  
日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第三十三条第一項第一号(同法第三十六条において準用する場合を含む)の規定に基づき、農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準(平成三十年三月二十九日農林水産省告示第千九百九十六号)の一部を次のよう改正し、公布の日から施行する。

令和二年十月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。

○農林水産省告示第千二百二十三号  
日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和十五年農林省令第六十二号)第三十八条の三(同法第五十八條の三において準用する場合を含む)の規定に基づき、ノングルテン米粉の製造工程管理についての取扱業者の認証の技術的基準を次のように定め、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。

○農林水産省告示第千二百二十四号  
日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和十五年農林省令第六十二号)第四十六条第一項第二号ハ(同令第六十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間(平成十八年三月一日農林水産省告示第千二百十七号)の一部を次のよう改正し、令和二年十一月二十九日から施行する。

令和二年十月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。

○環境省告示第千八百九号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつたので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月三十日 環境大臣 小泉進次郎

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
北電テクノサービス株式会社

二 氏名又は名称  
北電テクノサービス株式会社

三 住所  
富山県富山市牛島町十三番十五号

四 代表者の氏名  
代表取締役 高松 正

五 無害化処理の用に供する施設の種類  
正

六 富山県魚津市江口字懸場二十八番、三十八番、四十三番及び四十四番

七 富山県高岡市吉久二丁目二千三百七十九番、二千四百三十六番、二千四百五十一番及び二千四百五十三番

八 富山県射水市沖塚原二十九番一

九 富山県射水市橋下条字笹山二十七番

十 石川県金沢市薬師堂町八十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番、九十八番、九十九番、百番、百零一、百零二、百零三、百零四、百零五、百零六、百零七、百零八、百零九、百一十、百一十一、百一十二、百一十三、百一十四、百一十五、百一十六、百一十七、百一十八、百一十九、百二十番及び百二十一番

十一 石川県白山市入道町赤三十三番一、五十三番一、七十七番及び八十八番

十二 福井県福井市高屋町五十字江ノ端十番一

十三 福井県越前市高木町九字道徳路七番

十四 無害化処理の用に供する施設の種類  
ポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ)の洗浄施設

十五 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類  
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケール(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケールを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの

十六 申請年月日  
令和二年九月二十五日

十七 縦覧場所  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
中部地方環境事務所資源循環課  
富山県生活環境文化庁環境政策課  
魚津市民生活部環境安全課  
高岡市民生活部地域安全課  
射水市民生活部環境課  
石川県生活環境部資源循環推進課  
白山市市民生活部環境課

○経済産業省告示第千二百二十二号  
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)第一条第五項第一号の規定に基づき、同法の事業者を次のように指定する。

令和二年十月三十日 経済産業大臣 梶山 弘志

番号	名称	住所
5297	株式会社大見屋	愛媛県宇和島市新町一丁目四番六号

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することが出来る期間  
令和二年八月三十一日から令和三年八月三十一日まで

六番、四十七番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十六番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番及び百二十一番

十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番、九十八番、九十九番、百番、百零一、百零二、百零三、百零四、百零五、百零六、百零七、百零八、百零九、百一十、百一十一、百一十二、百一十三、百一十四、百一十五、百一十六、百一十七、百一十八、百一十九、百二十番及び百二十一番